

研究ノート

中国刑事訴訟法改正草案（2018年）にみる 人民検察院の職権範囲の変更 —憲法改正・監察法制定を契機として

張 欣

一、はじめに

1. 『監察法』の制定

2018年3月、中華人民共和国第13期全国人民代表大会（以下、全国人大という）第1回会議で『中華人民共和国憲法改正案』及び『中華人民共和国監察法』が審議され、可決された。これに基づき、監察委員会が設立された。監察委員会は最高監察機関であり（憲法125条）、國務院、最高人民法院、最高人民検察院と並んで、〔一府両院一委〕（〔 〕は原語をそのまま表記したことを表す。以下同様。）の最高国家機構の体系が形成された。

監察委員会は、これまで同じ庁舎の中に置かれていた中国共産黨の機関である中央規律検査委員会（以下、「中規委」という。）¹⁾、ならびに國の機関である各クラス行政監察機関及び腐敗予防局²⁾の機能を統一させ、さらにくわえて司法機関³⁾である人民検察院反腐敗局の機能をも統合した機能を有する。その目的は、すべての公職に就いている者に対する監督を強化し、国による監察をくまなくカバーすることである（監察法1条）。その

- 1) 中規委は中国共産黨の規律検査機関であり、党紀の維持や反腐敗闘争の推進等の機能を有する。
- 2) 中国語では「國家予防腐敗局」と表記される。2007年に國の汚職対策専門機関として設置された。
- 3) 中国にいう司法機関には、広義には裁判機関である人民法院、検察機関である人民検察院および行政機関たる人民政府に属する司法行政機関や犯罪捜査機関としての公安機関および国家安全機関が含まれる。鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第七版〕』（有斐閣、2016年）328頁。

研究ノート

職権は、公職者に対する監督・検査、並びに職務違法及び職務犯罪に対する取調べ、処分である（同 11 条）。

2. 『監察法』と『刑事訴訟法』の規定の抵触

監察法 11 条 2 項に規定する監察委員会の職権は職務犯罪の立案⁴⁾ 管轄権の問題に関わっている。刑事訴訟法（以下、刑訴法という。）18 条によると、職務犯罪の立案管轄権は人民検察院に属するが、実務において、中規委・監察部⁵⁾ と人民検察院の間には職務犯罪について競合管轄の問題が存在した。これは、職務犯罪を構成するには、一般的に犯罪の主体が公職者であることが要求されるが、中国の場合、公職者の大部分は共産党党员の身分を有していることから、中国共産黨の党規違反も同時に問題となることによる。従って、共産党員である公職者が違法行為や規律違反に関わった場合、とくに公職者の身分が高く、社会的な影響も大きな事件の場合には、一般的に中規委・監察部がまず関係者を取り調べ、『中国共産党規律处分条例』等の党内規律にもとづいて規律違反処分を下し、職務犯罪に関わっていることが判明した場合は、人民検察院に移送し立案・起訴がなされる。上述の監察システムには、中規委による取り調べ・処分（中国語で「双規」⁶⁾ と呼ばれる）の職権が法的根拠に欠けること、取調べ手続きにおいて盗聴などの技術捜査措置（現行刑訴法 148 条以下）が採れない等の制限が多いこと、中規委・監察部と監察院の間における職務犯罪の立案管轄権の分散や区分の基準の不明確等の問題が存在していた⁷⁾。

そのため、中国共産党中央委員会（以下、「中共中央」という。）は監察システムを改革するための一連の措置を行った。2016 年 12 月 5 日、第 12

4) 立案とは受理事件として登録することをいう。鈴木ほか前掲註 3) 303 頁。

5) 中規委と国の機関である監察部は 1993 年 2 月の中国共産党中央委員会・国务院の連名の決定によって、中国共産党中央規律検査委員会と監察部（2007 年からは国家腐敗予防局も）が合同の庁舎に置かれることとなり、その後、これらの機構をあわせて「中規委・監察部」と呼ばれるようになっている。

6) 「双規」とは「双 = 2 つ」を「規 = 指定」するという意味で、これは、中規委が規律違反行為のあった中国共産党員に対して日時と場所を指定して出頭させて取り調べを開始することに由来する。注 12 もあわせて参照されたい。

7) 「深化国家監察体制改革の四重視域」http://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201711/t20171126_150911.html（中共中央規律委員会・国家監察委員会が合同して運営するウェブサイト）（2018 年 9 月 3 日最終確認）

期全国人大常務委員会第25回会議では『北京市、山西省、浙江省における国家監察システム改革の試点工作⁸⁾の展開に関する決定』⁹⁾が可決された。当該決定は統一的な監察機関の設立を図り、「公務上横領及び賄賂の罪」、「汚職の罪」を監察機関の専権的な立案管轄の範囲とともに、刑訴法及び関連する法律における立案管轄に関わる規定を一時的に調整し、適用を中止すると決定した。この試点工作での結果にもとづき、2018年に憲法改正・監察法が立法されたのである。

3. 刑訴法改正草案の公表

2018年4月25日、第13期全国人大常務委員会第2回会議は『中華人民共和国刑事訴訟法（改正草案）』（以下、「改正草案」という。）の審議を行った。改正草案には、人民検察院から監察委員会に移譲された権限及び人民検察院の権限の変更に関する条文が計7カ条あり（2、5、6、8、10、12、13条）、職務犯罪の立案管轄等の問題について、監察法と関連のある規定を作成した。改正草案は2018年5月9日から6月7日までの間、全国人大のウェブサイト上で公開され、パブリックコメントが意見を求めた。

本稿では、まず監察法の制定を受けて改正が予定される刑訴法の各条文の内容、目的及び改正の合理性に対する分析を行い、その上で監察取調べ手続きにおいて監察法だけでなく刑訴法も適用されるか否か、弁護士の同席が認められるか否かの問題に対する自身の考察を通じて、改正草案に存在する問題及び今後の課題を検討したい。なお、改正草案の趣旨説明については、特段の断りがない限り、全国人大常務委員会法制工作委員会主任の沈春耀の説明にもとづく¹⁰⁾。また、現行刑訴法の邦訳は、法務省大臣官

-
- 8) 試点工作とは、地方都市で国の政策を実現するための実験的な取り組みを実施することをいう。
 - 9) 「全国人民代表大会常務委員会關於在北京市、山西省、浙江省開展国家監察体制改革支援工作的決定」http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syfw/2016-12/25/content_2006117.htm（全国人大ウェブサイト）（2018年9月3日最終確認）
 - 10) 「關於〈中華人民共和国刑事訴訟法（修正草案）〉」の説明」東方法眼（<http://www.dffyw.com/fazhixinwen/lifa/201805/44209.html>）所掲（2018年9月3日最終確認）。なお、同サイトには出典が「2018年5月10日03時21分全国人大ウェブサイト」と示されているが、筆者が確認した限りでは、全国人大ウェブサイトには掲載されていない。

研究ノート

房司法法制部「法務資料」463号¹¹⁾を参考にした。

二、改正草案の内容及び解析

1. 職務犯罪の立案管轄について

(1) 改正草案2条は以下のように規定する。「人民検察院は訴訟活動に対して法律監督¹²⁾を行う際に発見した司法工作人員が職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、違法捜査等の市民の権利を侵害し、司法の公正を毀損する犯罪は、人民検察院が立案し、捜査することができる。公安機関が管轄する国家工作人員が職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件は、人民検察院が直接受理する必要がある場合、省級以上の検察機関の決定を経て、検察が立案し、捜査することができる」。これにより、現行刑訴法18条が規定する、公務上横領及び賄賂の罪、国家工作人員の浣職の罪に対する人民検察院の立案管轄権が削除される。

最高人民検察院の解釈によれば、職務犯罪は刑法に規定する①公務上横領及び賄賂の罪、②浣職の罪、③国家工作人員が職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復、違法捜査等市民の人身の権利、民主の権利を侵害する犯罪を含む¹³⁾。

現行刑訴法18条によると、上述の事件の立案は人民検察院が行う。実務においては、①②について、人民検察院が直接に立案することも可能であり、また中規委・監察部が取り調べた後に人民検察院に移送し立案させることも可能であった。今回の趣旨説明は以下のようにいう。立案管轄権の分散及び区分の基準が明確でないと、職務犯罪の取調べに不利であるため、監察委員会を設立した上で、監察法11条に基づいて、①②の立案は監察委員会が統一的に管轄することとした。一方、③の事件は実務において件数が少なく、かつ人民検察院の法律監督機関の地位を保障するため、③に対する立案管轄権を人民検察院に残した。

11) <http://www.moj.go.jp/content/000115369.pdf> (2018年9月3日最終確認)

12) 法律監督について、前掲註3) 342頁参照。

13) 「職務犯罪的基本概念」http://www.spp.gov.cn/ztk/2014/qjy/zs/201410/t20141031_82979.shtml (中華人民共和国最高人民検察院網) (2018年6月6日最終確認)

(2) 改正草案2条は現行刑訴法18条が規定する犯罪の主体を国家工作人員¹⁴⁾から司法工作人員¹⁵⁾に改正した。

(1) の③、すなわち、人民検察院が立案を担当する事件として残された、職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復、違法捜査等市民の人身の権利、民主の権利を侵害する犯罪の行為主体が、国家工作人員から司法工作人員に変更された。

ここで問題になるのは、監察機関の公務員が職権を利用して不法拘禁、拷問による自白の強要、違法捜査等の行為を行う場合、人民検察院は立案できるか否かである。これは、監察機関が司法機関の範囲に属するか否かによって決まる。新華社の報道によると、「…監察委員会は実質的に反腐敗工作機構であり、中規委と合同の庁舎に置かれており、党と国を代表して監督権を行使し、政治機関であり、行政機関、司法機関ではない。」とされている。従って、上述の改正は監察委員会の取調べが人民検察院の法律監督を受けないことを意味している。

2. 技術捜査措置の職権について

改正草案10条は、「人民検察院は立案した後、職権を利用して行った市民の身体の権利を侵害する重大な事件について、捜査の必要がある場合、厳格な承認手続を経て、技術捜査措置を採ることができ、関連規定に基づき、関係機関にこれを執行させる」と規定する。これを受け、現行刑訴法148条2項における、人民検察院が重大な公務上横領または賄賂事件に対して技術捜査措置を採るという規定が削除されることとなる。

技術捜査措置とは、捜査機関が特定の犯罪事件を解決するために、国の関連する規定に基づいて、厳格な承認手続を経て採られる特定の技術的手段である。一般的に通信傍受、電子監視、盗撮、メール検査など秘匿専門的技術手段が含まれる¹⁶⁾。

14) 刑法93条1項は、国家工作人員を「国家機関において公務に従事する人員」と定め、2項では、国有会社、企業、非営利事業体、人民団体において公務に従事する人員及び国家機関、国有会社、企業、非営利事業体が非国有会社、企業、非営利事業体、社会団体に派遣して公務に従事する人員も国家工作人員としている。

15) 刑法94条によると、司法工作人員は捜査、検察、裁判、監視の職権を有する工作人員を指す。

16) 卞建林「刑事訴訟法」（中国政法大学出版社、2014年）238頁。

現行刑訴法 148 条 2 項によると、人民検察院は職務犯罪に対して、承認手続を経て、技術捜査措置を探ることができる。実務において、中規委・監察部は技術捜査措置を探る権限を有さないため、事件を調査する際には人民検察院の協力を求める必要があり、このことが効率的かつ統一的な取調べに不利であるとされている¹⁷⁾。そのため、監察法 11 条は監察委員会に重大な公務上横領または賄賂等の職務犯罪に対する立案管轄権を与えるとともに、28 条では監察委員会に技術捜査措置を探る権限を与えた。それと平仄をあわせるため、改正草案 10 条は人民検察院の職権を変更する。

3. 弁護士の接見及び通信の権利について

改正草案 5 条は以下のように規定する。「国の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪について、捜査の期間中に弁護士は拘禁されている被疑者と接見しようとする場合、捜査機関の許可を得なければならない。上述の事件において、捜査機関は事前に留置場の職員に通知をしなければならない。」

現行刑訴法 37 条 3 項では、国の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪及び重大な賄賂犯罪に接見承認制度を適用しているが、今回の刑訴法改正によって、特別重大な賄賂犯罪事件がその範囲から外れることとなる。

弁護士の接見及び通信の権利は刑事手続における被疑者の重要な権利である。この権利により、弁護士は被疑者または被告人の罪名及びその事件の事情を把握できる。被疑者または被告人の起訴された罪名に対する意見及び弁解を聴取し、被疑者または被告人によりよい弁護を提供することができるようになる。

現行刑訴法 37 条 1 項により、弁護士は拘禁された被疑者と接見し、通信することができる。同条 2 項により、通常の刑事案件の場合、弁護士である弁護人が、弁護士の身分証明書、弁護士事務所の証明書及び依頼書又は法律援助機構の公文書を持参して拘禁されている被疑者又は被告人との接見を求めたときは、留置場は 48 時間以内に接見を手配しなければならない。捜査機関の承認は必要でない。他方、同条 3 項によれば、「国の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、特別重大な賄賂犯罪」の 3 つの事件の

17) 王亞軍「国家監察体制：全域立体監察模式の建構」中国行政管理 2017 年 10 期。

場合、弁護士の接見は捜査機関の許可が必要となる。このように、捜査機関の許可を得なければならない弁護士接見制度を「弁護士接見承認制度」という。

今回の改正により、特別重大な賄賂事件が弁護士接見承認制度から排除され、かつ監察法11条により、特別重大な賄賂事件の立案管轄権が監察委員会に移譲され、さらには監察法には弁護士接見・通信に関する規定が存在しないことから、監察取調べ手続きにおいて弁護士の介入が認められないこととなる。

4. 居住監視について

居住監視（[監視居住]）とは、被疑者の承認を得ることなく、捜査機関が被疑者に対して指定された居所から離れないことを命じ、かつ、被疑者の行動を監視するという強制措置である（現行刑訴法64条、72条以下）。居住監視は被疑者または被告人の住所において執行するのが原則であるが、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪又は「特別重大な賄賂犯罪」の場合については、住居における執行が捜査に支障を生じさせる可能性のあるときは、一級上の検察機関又は公安機関の承認を経て、指定居所において執行をすることができる（同73条1項）。

改正草案6条は以下のように規定する。「居住監視は、被疑者又は被告人の住所にて執行する。定まった住居がないときは、指定する居所において執行をすることができる。国の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪については、住居における執行が捜査に支障を生じさせる可能性のあるときは、一級上の公安機関の承認を経て、指定居所において執行をすることができる。ただし、拘禁に使用される場所又は専ら事件処理に使用される場所において執行をしてはならない。」

このように、今般の刑訴法改正では居住監視の対象となる犯罪から「特別重大な賄賂犯罪」が除外されることが予定されている。これは、監察法11条において、「特別重大な賄賂犯罪」の立案管轄権が監察委員会に移譲されたためである。

ところが、監察法には居住監視についての定めがなく、これまで賄賂犯

研究ノート

罪の取り調べに用いられていた〔双規〕¹⁸⁾、〔双指〕¹⁹⁾及び居住監視に代わり「留置」を定める（監察法 22 条）。すなわち、監査機関はすでに被取調べ者の一部の違法事実及び証拠を掌握し、更に重要な問題について一層の取調べが必要であり、かつ以下のいずれかの事由に該当する場合、監査機関の法による承認を受け、特定の場所に留置することができる。①事件が重大かつ複雑な場合、②調査対象者が逃走または自殺する可能性がある場合、③口裏合わせまたは証拠を偽造、隠匿、壊滅することの可能性がある場合、④他の取調べを妨げる可能性がある行為の場合。

このように、取り調べの対象者の人身の自由を一定期間制限し、指定場所に出頭させて取り調べを行う点で、留置はこれまでの〔双規〕、〔双指〕及び居住監視に類似する。今回の改正で、これまで法的根拠がないと批判されていた〔双規〕に代表される身柄拘束を伴う強制措置に法的根拠を与え、要件が具体化されたことについては、一定の評価を与えることができる。しかし、監察法には弁護士との接見・通信について何ら規定されていないこと、また刑訴法には弁護士との接見・通信について規定はあるものの捜査機関の許可を得なければならないこと、さらには後述するように、中規委は監察手続に刑訴法の適用を排除していることから、実体としてはこれまでの〔双規〕の抱える問題が継続するものと思われる。

5. 「捜査」の概念の整備について

(1) 現行刑訴法 106 条は捜査の主体を「公安機關、人民檢察院」と規定するが、改正草案 8 条は、公安機關、人民檢察院等の機関が刑事事件に対し、法により証拠収集、実情を捜査して明確にすること及び関連の強制措置を行うことを「捜査」とする。このように、今回の改正により、捜査の主体を「公安機關、人民檢察院等の機関」に変更することが予定されている。

18) 被疑者が共産党員である場合、中規委は『中国共产党規律検査機関事件検査工作条例』28 条 1 項 3 号により、「双規」の職権を行使することができる。双規とは「関係者に規定の時間、場所で事件に関わる問題の説明を要求する」ことをいう。双規は同時に拘禁を伴う。

19) 被疑者が公務員である場合、行政監察機関は行政監察法 20 条により、「双指」の職権を行使することができる。双指とは「行政規律違反の疑いのある者を指定の時間、場所で取調べ事項に関わる問題の解釈及び説明を命ずる」ことをいう。ただし、拘禁又は形を変えた拘禁をしてはならないとされる。

この目的は、改正憲法および監察法で監察委員会は政治機関であると規定されていることから、監察委員会を「公安機関、人民検察院等の機関」に含ませるために含ませることには間違いないが、さらには、公安機関、人民検察院と同様に捜査権を有する「国家安全機関、軍隊護衛部門及び刑務所」も「等の機関」に含ませるためであろうと筆者は考える。

(2) 捜査行為が元来の「専門捜査活動」（現行刑訴法106条1項1号）から「証拠収集、実情を捜査して明確にする活動」（改正草案8条）に変更されることが予定されている。

私見によれば、その目的は、「取調べ」と「捜査行為」を明確に区別するためである。監察法11条1項で「取調べ」は監察機関が事実を発見するための方式と規定しており、これを搜索と区別するため、捜査行為の概念を「証拠収集、実情を捜査して明確にする活動」に変更されたと考える。

6. 監察委員会の取調べ手続きが終了した後、如何にして人民検察院と連携して、審査し起訴するか

これに関して、改正草案12条、13条では以下の点を新設する予定である。

(1) 人民検察院の審査・起訴の法的根拠について

監察機関から人民検察院に送致された事件に対し、人民検察院は刑訴法により被取調べ者に対して審査を行う（監察法47条1項、改正草案12条1項）

(2) 補充捜査について

人民検察院は監察委員会から送致された事件に対し、起訴できるか否かを審査し、起訴の条件を満たす場合、起訴する。起訴の条件を満たさない場合、監察機関に差し戻し、監察機関は補充的な取調べを行う。人民検察院は必要と認める場合に自ら補充捜査をすることもできる。（監察法47条2、3項、改正草案12条1項）

(3) 強制措置の変更について

「監察機関が留置措置を採った事件に対し、人民検察院は予め被疑者を拘禁しなければならず、留置措置は自動的に解除される。人民検察院は拘禁してから十日間以内に逮捕、保釈または居住監視するか否かを決定しなければならない。特別な状況において、決定の期間は1日から4日間まで延長することができる。」（改正草案12条2項）

研究ノート

(4) 監察委員会の人民検察院の不起訴決定に対する不服の救済措置について

監察機関は人民検察院の不起訴決定には誤りがあると主張した場合、一級上の人民検察院に不服申立てをすることができる。(監察法 47 条 4 項)

(5) 人民検察院の審査・起訴の事件の範囲について

人民検察院が審査起訴を行う事件の範囲が、これまで公安機関から移送される事件とされていたところ(現行刑訴法 167 条 1 項)、これに監察委員会から移送される事件が加えられる(草案 172 条)。

三、小括

今回の刑訴法改正の特徴と評価について、憲法改正及び監察法の制定とそれを受けた監察委員会の設置との関係についてまとめると、以下の点が指摘できる。

1. 改正草案を見る限り、監察取調べ手続は刑事手続と異なり、刑訴法が適用されないとと思われる。

草案 8 条で捜査の定義、とくに捜査主体と手法が改正されることにより、立法機関は監察の取調べと刑事手続の捜査、監察手続と刑事手続を区別する意思をさらに明確にすると思われる。このことは、草案 12 条で「人民検察院は監察機関から送致された事件に本法及び監察法の関連規定により審査を行う」と明白に定めていることからも明らかであろう。すなわち、同条を素直に読めば、監察の取調べ手続には刑訴法を適用せず、監察機関から人民検察院に送致され人民検察院が起訴した後に刑訴法の関連規定が適用されると理解するほかない。

さらには、「中国規検監察新聞」に興味深い記事が掲載されている。「反腐敗の目標としての職務犯罪は一般的犯罪と違い、監察法は刑訴法と違い、監察機関の取調べ職権は捜査機関の捜査職権と違い、簡単に司法機関の強制措置を適用することができない。監察機関が職務違法および職務犯罪を取調べる場合、監察法を適用し、事件を人民検察院に送致した後、刑訴法

中国刑事訴訟法改正草案（2018年）にみる人民検察院の職権範囲の変更（張）を適用する」²⁰⁾。この記事は、中国政府の監察取調べ手続に対する定位の公式見解及び刑訴法との関係を明確にしているといえる。

ただし、中国の多数の学者は、監察手続における職務犯罪に対する取調べは刑事手続上の捜査の性質を有しているため、刑訴法を適用しなければならないと主張している。他の国の制度をみると、中国と同様に監察システムを実施している香港、シンガポール等の国や地域では、監察取調べ手続において刑訴法の適用を排斥していない^{21) 22) 23)}。これを前提として、ある学者は「シンガポール等の国において、反汚職専門機関の取調べ権は専門法と刑訴法を同時に適用し、犯罪嫌疑者の訴訟上の権利は腐敗防止のために否定されてはいない」という意見を提出した²⁴⁾。

2. 改正草案は監察機関の「超取調権」を認めた。

以下の点から、改正草案は監察機関の「超取調権」を認めたと評価できる。①監察法11条において、「公務上横領及び賄賂の罪」、「浣職の罪」の立案管轄権が監察機関に移譲された。これを受けるかたちで、改正草案2条で人民検察院の立案管轄権を調整し、監察法による監察機関の立案管轄権を認めている。②改正草案5条は「特別重大な賄賂犯罪事件」の弁護士接見、通信権利についての人民検察院による承認権を改正し、監察取調べ手続における弁護士接見、通信を事实上禁止した。③改正草案6条は人民検察院の居住監視の承認権を調整し、監察機関が居住監視に代えて留置を行うこととした。留置を行う場合、第三者の監督を受けず、かつ弁護士接見、通信等の被取調べ者に助言する権利を認めないため、留置は刑事手続以上の強制力を有する強制措置であるといえる。④改正草案10条によって、監察機関に技術措置を採る職権が移譲され、捜査機関の技術捜査措置

20) 中国規檢監察新聞「使党的主張成為国家意志」http://csr.mos.gov.cn/content/2017-07/17/content_51847.htm（2018年6月26日最終確認）

21) 卞建林「監察机关弁案程序初探」法律科学（西北政法大学学報）2017年6号、50頁。

22) 汪海燕「監察制度与《刑事訴訟法》的銜接」政法論壇2017年11号。

23) 陳瑞華「当監察法与刑訴法关系遭遇困境」<http://new.qq.com/omn/20171122/20171122B08OP8.html>（2018年6月26日最終確認）

24) 熊秋紅「監察体制改革中職務犯罪偵查権比較研究」環球法律評論2017年2号、59頁。

研究ノート

を含むすべての検査行為²⁵⁾を行う職権を監察機関が有することが認められた。

以上から、私見によれば、監察機関は刑事手続における検査機関の検査権を超える「超取調権」を有することとなったと評価できよう。

3. 改正草案では、人民検察院の監督権が監察機関を効果的にコントロールすることはできない。

憲法 134 条によれば、人民検察院は国の法律監督機関である。人民検察院の法律監督の範囲について、中国人民検察院組織法及び刑訴法の関連する規定によれば、検査・裁判・判決の執行に対する司法監督（人民検察院組織法 5 条）、行政公益訴訟制度を人民の代表として行う行政監督（行政訴訟法 25 条）及び職務犯罪行為に対する監督（刑訴法 8 条）である。では、人民検察院の職務犯罪監督権は法的監督権の一部に該当するであろうか？中国最高人民検察院の意見によると、「職務犯罪の主体が国家工作人員であった場合、彼らの職務活動を一定の意義から言うと（それが犯罪行為であっても）、法律を執行する活動といえる。それ故、人民検察院が行う職務犯罪行為の検査は、実質上、国家工作員らが法律を遵守し、執行することに対しての法律監督を実行することである」²⁶⁾。現在、中国の人民検察院の法律監督権は、司法に対する監督権を含んでいるが、違憲審査のような立法権への監督機能は含まれておらず、また行政への監督も行政公益訴訟制度を通じて違法な行政行為を行う機関に対する監督に限られている。職務犯罪に対する検査権が監察機関に移譲された後では、公職者に対する法律監督機能も制限ないしは否定されることになる。このことは、改正草案の以下の規定にあらわれている。

①改正草案 12 条、13 条は、監察機関の取調べが終わった事件に対する人民検察院の審査・起訴の権限を規定した。すなわち、起訴の条件を満たさない場合、監察機関に差し戻し、監察機関は補充取調べを行わなければ

25) 検査行為は、主として被疑者尋問、証人尋問、現場検証、検査、証拠集め、鑑定等を含む。

26) 漢川「法律監督與檢察職能的辯証統一」中華人民共和国最高人民検察院ウェブサイト http://www.spp.gov.cn/llyj/201111/t20111125_51288.shtml (2018 年 9 月 3 日最終確認)

中国刑事訴訟法改正草案（2018年）にみる人民検察院の職権範囲の変更（張）

ならない。必要がある場合に人民検察院が自ら補充捜査をすることもできる。違法収集証拠がある場合、これらを排除しなければならず、事件処理の根拠としてはならない（監察法33条）。とはいいうものの、取調べ手続の閉鎖性、被取調べ者の地位に鑑みれば、被取調べ者が弁護士からの助言を受けなければ、証拠収集における違法行為を立証することは困難であり、その場合、人民検察院は如何にして排除規定を適用するというのであろうか。

②これまで「公務上横領及び賄賂の罪」、「浣職の罪」の立案管轄権を人民検察院が有することで職務犯罪に対する法律監督権を行使することができたが、監察法11条によりこれを監察機関に移譲した後は、人民検察院はその根拠を失ったこととなる。

③改正草案2条は、人民検察院が立案管轄権を有する、職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復、違法捜査等市民の人身の権利、民主の権利を侵害する犯罪の主体を、従来の国家工作人員から司法工作人員に変更している。監察機関は司法機関ではないので、その結果、監察機関の勤務要員がこれらの犯罪を行った場合、人民検察院は立案管轄権を有しないこととなり、監察機関は人民検察院の法律監督を受けなくなる。それ故、人民検察院の法律監督権及び監察機関の取調べ権は互いに効果的な制約をすることができなくなる。

本稿脱稿時点で、すでに改正草案の意見募集期間は終了した。今後の法案審理によって最終的な改正法が本稿で検討した意見請求稿から大きく変化する可能性もあるが、すでに監察法が公布・施行されていることから、その可能性は比較的小さいと思われる。今後の動向を注視したい。

参考資料

本文引用のもの他、以下の文献を参照した。

陳永生『刑事訴訟的憲政基礎』（北京大学出版社、2010年）137頁以下。

【付記】

本稿脱稿後、2018年8月27日に開催された第13期全国人大常務委員会第5回会議で刑事訴訟法改正についての第二回審議が開催されたとの情

研究ノート

報に触れた²⁷⁾。第二回審議では人民検察院と監察機関との協同についての議論等がなされたようであるが、報道を見る限りにおいては、本稿で採り上げた問題について議論はなされていないようである。また、監察委員会が留置措置を採った事件を人民検察院に送致した後の強制措置の変更について、第二回審議稿では、「人民検察院が強制措置を採ると決定するまでの期間は起訴審査の期間に算入しない」との補充規定を設けた。

なお、第二回審議稿は2018年10月4日までパブリックコメントを求めるため、全国人大ネット上で公表されていた（http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2018-09/05/content_2060672.htm）。

27) 謝文英「刑事訴訟法修正草案提請全国人大常委会二次審議」http://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/201808/t20180828_389956.shtml（最高人民検察院ウェブサイト）（2018年9月6日最終確認）